

○那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金交付要綱

平成28年3月25日

告示第152号

(趣旨)

第1条 この告示は、那珂川町における空き店舗を有効活用し、商業等の活性化を図るため、空き店舗等活用促進事業補助金を交付するものとし、その交付については、那珂川町補助金交付規則（平成17年那珂川町規則第47号）によるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、空き店舗とは、かつて商業（サービス業も含む。）又は事業の用に供されていた建物等で、那珂川町地域資源情報バンク実施要綱（平成27年那珂川町告示第95号）の規定により登録された物件をいう。

(補助金の交付対象及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び金額は、別表の定めるところにより補助金を交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 市町村税を滞納していない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 那珂川町暴力団排除条例（平成23年那珂川町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者であること、若しくは同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。
- (4) その他町長が不相当と認めるものでないこと。

3 国、県、その他の機関から補助金等（申請段階を含む。）がある場合は、その補助金を控除して算出した額を補助対象額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合は履歴書、法人又はその他の団体である場合は定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (2) 開業資金計画書及び2年間の収支計画書
 - (3) 図面及び見積書並びに店舗内及び周辺や敷地の写真
 - (4) 融資を受けていることが確認できる書類
 - (5) 誓約書（様式第2号）
 - (6) その他町長が必要と認める書類等
- （補助金交付の決定等）

第5条 町長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の申請を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、その事業内容について審査する。

3 町長は、第1項の交付の決定をする場合において補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事業着手）

第6条 申請者は、補助金の交付決定後事業に着手するものとする。

（事業の変更又は中止）

第7条 申請者は、補助金交付決定後において、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは速やかに那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金内容変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の遅延等）

第8条 申請者は、補助対象事業が予定内の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに書面により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改修・改装に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
 - (2) 改修・改装の店舗内及び店舗周辺の写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかに事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金確定通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、前条の通知を受けた後に、那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 申請者は、事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿書類等を当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告及び立入検査)

第13条 町長は、補助金の適正を期するため、必要があるときは申請者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の返還等)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消しすることができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定について取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、那珂川町空き店舗等活用促進事業費補助金返還命令書(様式8号)により補助金の返還を命じるものとする。

3 町長は、誓約書に記載された事項に違反があったときは、補助金の返還を求めることができる。返還を求める金額は、補助金額の2分の1を上限とし協議し、那珂

川町空き店舗等活用促進事業費補助金返還命令書（様式8号）により補助金の返還を命じるものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対象事業内容	空き店舗等に新規出店する場合の店舗の改修・改装及び付帯設備の設置に係る経費に対しての補助
事業対象者となる要件	第3条の交付要件のほか、下記の要件を満たすものとする。 (1) 空き店舗に自ら出店し、当該出店に係る事業を2年以上継続すること。 (2) 市町村の徴収金を滞納していないこと。 (3) 小売業、一般飲食業、サービス業、事務所などの事業を営む職種とする。（風俗営業関係を除く。）
対象経費及び補助金額	(1) 空き店舗の改修・改装工事及び付帯設備に要する費用（以下「費用」という。）の2分の1以内とする。 (2) 費用は備品経費を除いた額で、30万円以上とする。 (3) 補助金限度額は、空き店舗1物件につき50万円とする。

備考

- 1 小売業とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業及びその他の小売業をいう。
- 2 一般飲食業とは、日本標準産業分類の飲食店及び、持ち帰り・配達飲食サービス業をいう。
- 3 サービス業とは、日本標準産業分類の生活関連サービス業、娯楽業とする。
- 4 風俗営業関係とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定する営業をいう。